

県産花き生産持続化支援事業実施要領

令和5年3月17日決裁

令和6年3月28日一部改正

第1 趣 旨

大消費地である首都圏に位置する本県は、日照時間が長く自然災害が少ないなど恵まれた自然条件を背景に花き生産が盛んに行われている。

主な出荷時期は秋冬と春であるが、このうち秋冬出荷の花きを中心に、近年の温暖化の影響により、高品質安定生産が困難となりつつある。

このため、将来の一層の温暖化を見据え、生産者団体等が耐暑性を持つ新品目等の生産に取り組み、その市場価値を高めるための販売促進の取組を支援することにより、花き産地の振興を図るものである。

第2 事業内容及び事業実施主体等

事業内容及び事業実施主体、採択要件等については、別表1に定めるとおりとする。

第3 事業の目標年度

本事業の目標年度は、事業実施年度の翌年度とする。

第4 事業実施の手続

1 事業実施要望の提出

(1) 事業実施主体は、様式第1号により実施要望書を作成し、事業実施主体の代表者の居住地（所在地）の市町村長に提出するものとする。

なお、事業等の実施は原則として市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として、主たる市町村長とする。）を経由するものとする。但し、次の場合は、市町村長を経由せずに知事へ提出できるものとする。

ア 事業実施主体が、複数の市町村における広域的な取組を行う場合にあっては、事業実施の具体的な推進体制が整っており、団体の規約により責任の所在が明確であって、事業実績報告や実施状況報告の提出等、事業の着実な履行が担保される場合

イ 市町村の予算措置後では、年度内の事業実施が困難と判断される場合

(2) 市町村長は(1)の実施要望を取りまとめ、様式第2号により知事に提出す

るものとする。

2 予算の配分

知事は、1により提出のあった実施要望について、別表2，3に基づき予算を配分し、その結果を市町村長に通知するものとする。

3 事業実施計画の承認

(1) 事業実施主体は、様式第3号により事業実施計画書を作成し、市町村長または知事に提出するものとする。

(2) 市町村長は、(1)の事業実施計画を取りまとめ、様式第4号により知事に提出するものとする。

(3) 知事は、申請のあった事業実施計画書の内容が適切であると認められるときは、これを承認し、その旨を通知するものとする。

4 実施計画の変更

事業実施主体は、事業の内容について次に掲げる変更を行おうとする場合、3に準じて知事の承認を受けるものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業実施主体の変更

(3) 事業費の30%を超える増減

(4) 目標の変更

5 事業の着手

事業の着手は、原則として、補助金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、交付決定前に着手することができるものとする。

この場合、事業実施主体は、あらかじめ、様式第5号の交付決定前着手届を、3に準じて提出するものとする。

第5 助成

知事は、この事業の実施に要する経費について、予算の範囲内において、別表1と2に定めるところにより助成するものとする。

第6 事業報告等

1 事業実施状況の報告

(1) 事業実施主体は、事業実施年度と目標年度について、当該年度における実施計画の目標達成状況を、様式第6号により、翌年度の5月20日までに市町村長または知事に提出するものとする。

(2) 市町村長は、(1)を取りまとめ、様式第7号により、翌年度の5月末日まで

に知事に提出するものとする。

2 事業遂行状況の報告

知事は、事業実施主体に対し、必要に応じて事業遂行状況について報告を求めることができるものとする。

第7 事業の実施期間

この事業の実施期間は、単年度とする。

第8 その他

事業の実施に当たっては、この要領に定めるもののほか、農林部長が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、令和5年3月17日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。